

永黒団地市営住宅における自家消費型太陽光発電P P A（屋根貸し）等事業
公募型プロポーザルに係る審査基準

第1. 審査方法

1. 各委員は提案書類等の内容について、下記の基準に基づき事業者ごとに3又は5段階で評価を行う。
2. 委員ごとに、配点の合計が高い事業者順に1位、2位…と順位をつける。同点の場合は上位の順位で同順位とする。
3. 2の順位結果を順位点に換算（1位=各項目の配点×1.00、2位=各項目の配点×0.80、3位=各項目の配点×0.60、4位=各項目の配点×0.40、5位=各項目の配点×0.20）し、全委員の順位点の合計が最も高い1者を最優秀提案者として選定する。
 - ・全委員の順位点の合計が同点の場合は、全委員の配点の合計が高い事業者を上位とする。
 - ・全委員の順位点の合計及び全委員の配点の合計が同点の場合は、全委員の協議により決定する。

第2. 評価項目

評価項目	評価の視点	配点
1. 業務実績 計：20	法人の財務状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人として財務状況が安定しているか。
	過去の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同種又は類似の実績を豊富に有しているか。 (同種実績：集合住宅への一括受電事業又は太陽光発電事業、類似実績：公共施設への一括受電事業又は太陽光発電事業を指し、同種実績を優位と評価する)
	市の施策への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の施策への協力に関する以下のいずれかの登録及び認定、取り組みがあるか。 ①北九州SDGs登録制度の登録 ②ISO14001の認証等の、環境負担軽減策に取り組んでいる ③北九州市脱炭素電力認定企業 ④その他市の施策に資する取り組み なお、①～④の登録及び認定、取り組みを優位と評価する。
2. 事業実施方針 計：30	事業実施理解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の目的、条件(本事業の主たる事業、本事業手法)を理解し、課題と解決策の具体性及び妥当性を有しているか。
	設置業務と保守管理業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の目的、条件(本事業の主たる事業、本事業手法)を理解し、課題と解決策の具体性及び妥当性を有しているか。

評価項目	評価の視点	配点	
3. 技術提案 計：40	設置業務の実施方針及びスケジュール	・ 本事業で必要となる各種設備の設置に関する基本的な考え方、方法及びスケジュールは、適切であるか。	5
	保守管理業務の実施方針	・ 本事業で設置する各種設備の保守管理に関する基本的な考え方や方法は、適切であり具体性を有しているか。	5
	入居者等への対応	・ 電力会社からの電力調達や永黒団地市営住宅入居者への電力供給等の対応方法について、優れた提案となっているか。	5
	事業収支計画	・ 本事業を継続的に実施できる事業収支計画となっているか。	5
4. 地域貢献 計：10	導入設備の内容	・ 一括受電事業及び太陽光発電事業において導入設備の具体性及び妥当性を有しているか。	5
		・ 本事業の特性に合わせて太陽光発電システムの設備容量は確保されているか。	5
		・ 一括受電事業及び太陽光発電事業においてピーク緩和（施設の契約電力の削減見込み [kWベース]）のための提案がなされているか。	5
	災害等、非常時利用の内容	・ 一括受電事業及び太陽光発電事業において、特定負荷の選定や負荷容量および運転持続時間は実用性の高い提案か。	5
	地域特有の課題への対応	・ 一括受電事業及び太陽光発電事業において塩害・台風等への対応は妥当性を有しているか。	5
	環境への配慮	・ 太陽光発電事業における施工時（騒音・振動）及び一括受電事業における運用時（高周波）の施設周辺への配慮事項は妥当性を有しているか。	5
	使用料単価	・ 使用料単価は、市の期待を超える提案となっているか。	10
合計		100	